

和歌山地方最低賃金審議会（第5回）資料目次

- 1 第57期和歌山地方最低賃金審議会委員名簿
- 2 和歌山県の最低賃金額の推移
- 3 最低賃金の改正決定の状況
- 4 令和7年度 地域別最低賃金 改定状況
- 5 令和7年度 和歌山地方最低賃金審議会 審議経過
- 6 和歌山県鉄鋼業最低賃金の改正に関する意向表明書
- 7 和歌山県百貨店，総合スーパー最低賃金の改正に関する意向表明書
- 8 和歌山県特定（業種）最低賃金の新設に関する意向表明書
（（仮称）和歌山県百貨店、総合スーパーマーケット、食料品スーパーマーケット最低賃金）
- 9 令和8年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定日一覧表
- 10 和歌山県地方最低賃金審議会による実地視察について（案）

第57期和歌山地方最低賃金審議会委員名簿

令和7年10月31日現在

区分	氏名	所属又は職業
公益代表	石川 栄司	弁護士
	岡田 真理子	和歌山大学経済学部
	廣谷 行敏	弁護士
	本庄 麻美子	和歌山大学経済学部
	和中 修二	公認会計士
労働者代表	北道 剛士	JEC連合和歌山地方連絡会
	芝池 雅生	UAゼンセン和歌山県支部
	濱地 正由	日本労働組合総連合会和歌山県連合会
	久富 康平	日本製鉄和歌山労働組合
	山本 直子	日本労働組合総連合会和歌山県連合会
使用者代表	河野 真也	和歌山県中小企業団体中央会
	児玉 征也	和歌山県経営者協会
	田中 一壽	和歌山商工会議所
	畑下 裕子	コアラ保険パートナーズ株式会社
	船富 由紀	和歌山県商工会連合会

[50音順]

和歌山県の最低賃金額の推移

和歌山県最低賃金				和歌山県鉄鋼業最低賃金			和歌山県百貨店、総合スーパー最低賃金		
発効年度	日額[円]	時間額[円]	発効年月日	日額[円]	時間額[円]	発効年月日	日額[円]	時間額[円]	発効年月日
昭和47年	1,060	133	48. 1. 20 和歌山市以外 48. 3. 1						
昭和48年	1,250	157	49. 3. 30						
昭和49年	1,640	205	50. 2. 27						
昭和50年	1,896	237	51. 2. 27						
昭和51年	2,080	260	51. 11. 13						
昭和52年	2,281	286	52. 10. 31						
昭和53年	2,426	304	53. 10. 9						
昭和54年	2,576	322	54. 10. 6						
昭和55年	2,755	345	55. 10. 18						
昭和56年	2,930	367	56. 10. 10						
昭和57年	3,087	386	57. 10. 6						
昭和58年	3,185	399	58. 10. 6						
昭和59年	3,283	411	59. 10. 5						
昭和60年	3,401	426	60. 10. 3						
昭和61年	3,503	438	61. 10. 1						
昭和62年	3,580	448	62. 10. 1						
昭和63年	3,687	461	63. 10. 1						
平成 元年	3,837	480	1. 10. 1	4,327	541	2. 3. 25			
平成 2年	4,022	503	2. 10. 1	4,565	571	2. 12. 26	4,192	524	2. 5. 19
							4,424	553	3. 3. 16
平成 3年	4,218	528	3. 10. 1	4,839	605	3. 12. 30	4,674	585	3. 12. 30
平成 4年	4,394	550	4. 10. 1	5,054	632	4. 12. 30	4,880	610	4. 12. 30
平成 5年	4,529	569	5. 10. 1	5,214	652	5. 12. 30	5,040	630	5. 12. 30
平成 6年	4,637	582	6. 10. 1	5,348	669	6. 12. 30	5,168	647	6. 12. 30
平成 7年	4,743	594	7. 10. 1	5,470	683	7. 12. 30	5,280	661	7. 12. 30
平成 8年	4,842	606	8. 10. 1	5,584	697	8. 12. 30	5,399	676	8. 12. 30
平成 9年	4,948	619	9. 10. 1	5,706	712	9. 12. 30	5,519	691	9. 12. 30
平成10年	5,037	630	10. 10. 1	5,800	725	10. 12. 30	5,613	704	10. 12. 30
平成11年	5,082	635	11. 10. 1	5,850	732	11. 12. 30	5,663	710	11. 12. 30
平成12年	5,122	641	12. 10. 1	5,896	738	12. 12. 30	5,707	716	12. 12. 30
平成13年	5,157	645	13. 10. 1	5,931	742	13. 12. 30	5,742	720	13. 12. 30
平成14年		645	14. 10. 1	5,937	743	14. 12. 30		721	14. 12. 30
平成15年		645	14. 10. 1		744	15. 12. 30		721	14. 12. 30
平成16年		645	14. 10. 1		747	16. 12. 30		721	14. 12. 30
平成17年		649	17. 10. 1		752	17. 12. 30		723	17. 12. 30
平成18年		652	18. 10. 1		757	18. 12. 30		727	18. 12. 30
平成19年		662	19. 10. 20		769	19. 12. 30		732	19. 12. 30
平成20年		673	20. 10. 31		782	20. 12. 30		738	20. 12. 30
平成21年		674	21. 10. 31		785	21. 12. 30		739	21. 12. 30
平成22年		684	22. 10. 29		793	22. 12. 30		741	22. 12. 30
平成23年		685	23. 10. 13		799	23. 12. 30		743	24. 1. 6
平成24年		690	24. 10. 1		805	24. 12. 30		747	24. 12. 30
平成25年		701	25. 10. 19		818	25. 12. 30		754	25. 12. 30
平成26年		715	26. 10. 17		834	26. 12. 30		765	26. 12. 30
平成27年		731	27. 10. 2		849	27. 12. 31		780	28. 1. 3
平成28年		753	28. 10. 1		871	28. 12. 30		799	28. 12. 30
平成29年		777	29. 10. 1		895	29. 12. 30		810	29. 12. 30
平成30年		803	30. 10. 1		921	30. 12. 30		830	30. 12. 30
令和 元年		830	1. 10. 1		948	1. 12. 30		850	1. 12. 30
令和 2年		831	2. 10. 1		949	2. 12. 30		851	3. 2. 11
令和 3年		859	3. 10. 1		977	3. 12. 30		869	3. 12. 30
令和 4年		889	4. 10. 1		1,008	4. 12. 30		869	3. 12. 30
令和 5年		929	5. 10. 1		1,050	5. 12. 30		869	3. 12. 30
令和 6年		980	6. 10. 1		1,103	6. 12. 30		869	3. 12. 30
令和 7年		1,045	7. 11. 1		1,170	7. 12. 30		869	3. 12. 30

最低賃金の改正決定の状況

和歌山労働局

年度	令和2年				令和3年			
	時間額	引上額 (円)	引上率 (%)	発効年月日	時間額	引上額 (円)	引上率 (%)	発効年月日
和歌山県 最低賃金	831	1	0.12	2.10.1	859	28	3.37	3.10.1
鉄鋼業	949 (1.14)	1	0.11	2.12.30	977 (1.14)	28	2.95	3.12.30
百貨店, 総合スーパー	851 (1.02)	1	0.12	3.2.11	869 (1.01)	18	2.12	3.12.30

年度	令和4年				令和5年			
	時間額	引上額 (円)	引上率 (%)	発効年月日	時間額	引上額 (円)	引上率 (%)	発効年月日
和歌山県 最低賃金	889	30	3.49	4.10.1	929	40	4.50	5.10.1
鉄鋼業	1,008 (1.13)	31	3.17	4.12.30	1,050 (1.13)	42	4.17	5.12.30
百貨店, 総合スーパー	-	-	-	-	-	-	-	-

年度	令和6年				令和7年			
	時間額	引上額 (円)	引上率 (%)	発効年月日	時間額	引上額 (円)	引上率 (%)	発効年月日
和歌山県 最低賃金	980	51	5.49	6.10.1	1,045	65	6.63	7.11.1
鉄鋼業	1,103 (1.13)	53	5.05	6.12.30	1,170 (1.12)	67	6.07	7.12.30
百貨店, 総合スーパー	-	-	-	-	-	-	-	-

特定最賃の()内は、県最賃との比率(小数点第3位四捨五入)

令和7年度 地域別最低賃金 全国一覧

都道府県名	最低賃金時間額【円】	引上げ額【円】	引上げ率【%】	発効日
北海道	1,075 (1,010)	65	6.4	令和7年10月4日
青 森	1,029 (953)	76	8.0	令和7年11月21日
岩 手	1,031 (952)	79	8.3	令和7年12月1日
宮 城	1,038 (973)	65	6.7	令和7年10月4日
秋 田	1,031 (951)	80	8.4	令和8年3月31日
山 形	1,032 (955)	77	8.1	令和7年12月23日
福 島	1,033 (955)	78	8.2	令和8年1月1日
茨 城	1,074 (1,005)	69	6.9	令和7年10月12日
栃 木	1,068 (1,004)	64	6.4	令和7年10月1日
群 馬	1,063 (985)	78	7.9	令和8年3月1日
埼 玉	1,141 (1,078)	63	5.8	令和7年11月1日
千 葉	1,140 (1,076)	64	5.9	令和7年10月3日
東 京	1,226 (1,163)	63	5.4	令和7年10月3日
神奈川	1,225 (1,162)	63	5.4	令和7年10月4日
新 潟	1,050 (985)	65	6.6	令和7年10月2日
富 山	1,062 (998)	64	6.4	令和7年10月12日
石 川	1,054 (984)	70	7.1	令和7年10月8日
福 井	1,053 (984)	69	7.0	令和7年10月8日
山 梨	1,052 (988)	64	6.5	令和7年12月1日
長 野	1,061 (998)	63	6.3	令和7年10月3日
岐 阜	1,065 (1,001)	64	6.4	令和7年10月18日
静 岡	1,097 (1,034)	63	6.1	令和7年11月1日
愛 知	1,140 (1,077)	63	5.8	令和7年10月18日
三 重	1,087 (1,023)	64	6.3	令和7年11月21日
滋 賀	1,080 (1,017)	63	6.2	令和7年10月5日
京 都	1,122 (1,058)	64	6.0	令和7年11月21日
大 阪	1,177 (1,114)	63	5.7	令和7年10月16日
兵 庫	1,116 (1,052)	64	6.1	令和7年10月4日
奈 良	1,051 (986)	65	6.6	令和7年11月16日
和歌山	1,045 (980)	65	6.6	令和7年11月1日
鳥 取	1,030 (957)	73	7.6	令和7年10月4日
島 根	1,033 (962)	71	7.4	令和7年11月17日
岡 山	1,047 (982)	65	6.6	令和7年12月1日
広 島	1,085 (1,020)	65	6.4	令和7年11月1日
山 口	1,043 (979)	64	6.5	令和7年10月16日
徳 島	1,046 (980)	66	6.7	令和8年1月1日
香 川	1,036 (970)	66	6.8	令和7年10月18日
愛 媛	1,033 (956)	77	8.1	令和7年12月1日
高 知	1,023 (952)	71	7.5	令和7年12月1日
福 岡	1,057 (992)	65	6.6	令和7年11月16日
佐 賀	1,030 (956)	74	7.7	令和7年11月21日
長 崎	1,031 (953)	78	8.2	令和7年12月1日
熊 本	1,034 (952)	82	8.6	令和8年1月1日
大 分	1,035 (954)	81	8.5	令和8年1月1日
宮 崎	1,023 (952)	71	7.5	令和7年11月16日
鹿 児 島	1,026 (953)	73	7.7	令和7年11月1日
沖 縄	1,023 (952)	71	7.5	令和7年12月1日
全国加重平均	1,121 (1,055)	66	6.3	-

※ 括弧内の数字は改定前の地域別最低賃金額

令和7年度 和歌山地方最低賃金審議会 審議経過

	回数	開催日	審議事項・決定事項等
公益 代表 委員 会議	第1回	7月14日(月)	○審議会運営
最低 賃金 審議 会 (本 審)	第1回	7月14日(月)	○議事録確認委員の選出 ○和歌山県最低賃金の改正決定の諮問 ○和歌山県最低賃金専門部会の設置 ○審議会令第6条第5項の適用
	第2回	7月31日(木)	○関係労使からの意見陳述 ◇特定最低賃金の改正決定の必要性の有無の諮問 Ⓐ ㊦ 百・総・食 ◇特別小委員会の設置及び委員の指名
	第3回	8月19日(火)	◇特定最低賃金の決定等の必要性の有無の答申Ⓐ ◇特別小委員会報告の審議 Ⓐ ◇特定最低賃金の改正決定の諮問 Ⓐ ◇特定最低賃金専門部会の設置 Ⓐ
	第4回	9月8日(月)	○審議会意見に対する異議申出の諮問、答申(8/21 答申どおり) ◇特定最低賃金の決定等の必要性の有無の答申㊦ 百・総・食 ◇特別小委員会報告の審議 ㊦百・総・食
県 最 賃 専 門 部 会	第1回	7月31日(木)	○部会長、部会長代理の選出 ○議事録確認委員の選出 ○生活保護との整合性の説明 ○金額審議に向けての意見交換
	第2回	8月4日(月)	○金額審議に向けての意見交換・審議日程
	第3回	8月6日(水)	○地域別最低賃金改正決定の目安の伝達 ○金額審議
	第4回	8月7日(木)	○金額審議
	第5回	8月8日(金)	○金額審議
	第6回	8月19日(火)	○金額審議 ○採決(全会一致)
	第7回	8月21日(木)	○付帯事項審議 ○専門部会報告書、審議会答申文作成
特定 最 賃 専 門 部 会 Ⓐ	第1回	10月15日(水)	◇部会長、部会長代理の選出 ◇議事録確認委員の選出 ◇金額審議に向けての意見交換
	第2回	10月20日(月)	◇金額審議
	第3回	10月22日(水)	◇金額審議
	第4回	10月28日(火)	◇金額審議 ◇採決(全会一致) ◇専門部会報告書、審議会答申文作成
特別 小 委 員 会	第1回	8月19日(火)	◇委員長、委員長代理の選出 ◇議事録確認委員の選出 ◇特定最低賃金改正決定必要性の審議 Ⓐ ◇小委員会報告書(必要性あり)作成 Ⓐ
	第2回	8月21日(木)	◇特定最低賃金改正決定必要性の審議 ㊦ ◇特定最低賃金決定(新設)必要性の審議 百・総・食
	第3回	8月25日(月)	◇特定最低賃金決定(新設)必要性の審議 百・総・食 ◇小委員会報告書(必要性なし)作成 ㊦ 百・総・食

(Ⓐ…鉄鋼業、㊦…百貨店・総合スーパー、百・総・食…(仮称)百貨店、総合スーパーマーケット、食料品スーパーマーケット)



和歌山労働局長 殿

2026年2月2日

和歌山県和歌山市〇〇番地
 基幹労働組合本部
 委員長 〇〇 秀之

鉄鋼業最低賃金の改正に関する意向表明書

我々は、最低賃金法第15条1の規定により、和歌山県鉄鋼業の最低賃金の改正に関する申し出を、2026年7月末には完了していく予定である。

したがって、あらかじめ下記の通り、現行の鉄鋼業最低賃金改正の申し出を行う意向であることを表明する。

記

1. 改正の申し出を予定する者が代表する基幹的労働者の範囲

和歌山県において、鉄鋼業を営む使用者に使用される労働者

2. 改正の申し出を予定している最低賃金の件名

和歌山県鉄鋼業最低賃金

3. 改正の申し出を予定している理由

当該最低賃金の適用を受けるべき労働者の概ね3分の1以上の最低賃金に関する労働協約をもって、法定最低賃金の改正を求めるものである。

4. 改正の申し出を予定している代表者

基幹労連和歌山県本部

委員長 中濱 秀之（日本製鉄和歌山労働組合 組合長）

以上



2026年3月4日

和歌山労働局 局長 殿

和歌山市畑屋敷中ノ丁5番地
和歌山県小売最賃会議
議長 貴彦 征義

和歌山県百貨店、総合スーパー最低賃金の改正に関する意向表明書

我々は、最低賃金法第15条の1の規定により、和歌山県百貨店、総合スーパー最低賃金の金額改正について、下記のとおり申し出ることを表明します。

記

1. 特定最低賃金改正の件名

和歌山県百貨店、総合スーパー最低賃金

2. 申出理由

和歌山県内の百貨店、総合スーパーにおける賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者の3分の1以上の合意を得て申し出ることとしている。

3. 申出時期

2026年7月頃

4. 改正の申出を予定している代表者

和歌山県小売最賃会議

議長 貴彦 征義

5. 和歌山県小売最賃会議構成組織について

(1) イオンリテールワーカーズユニオン

住 所：千葉県千葉市美浜区中瀬 1-5-1 イオンタワー11F

電 話：043-212-6207

(イオンリテールワーカーズユニオン近畿グループ)

住 所：大阪府大阪市福島区海老江 1-1-23 電話 06-6457-6129

(2) オークワ労働組合

住 所：和歌山県和歌山市中島 185-3

電 話：073-433-9887



(3) 近鉄商業労連近鉄百貨店労働組合

住 所：大阪府阿倍野区阿倍野筋 2-2-1 近鉄南駐車場ビル 1F

電 話：06-6624-0463



以 上



和歌山労働局 局長 殿

2026年3月4日

和歌山市畑屋敷中ノ丁5番地
和歌山県小売最賃会議
議長 貴彦 征義

和歌山県特定（業種）最低賃金の新設に関する意向表明書

我々は、最低賃金法第15条の1の規定により、和歌山県百貨店、総合スーパーマーケット、食料品スーパーマーケット最低賃金の新設について、下記のとおり申し出ることを表明します。

記

1. 申出特定（業種）最低賃金の件名

和歌山県百貨店、総合スーパーマーケット、食料品スーパーマーケット最低賃金

2. 申出理由

和歌山県内の当該産業における労働条件の向上の観点から、当該最低賃金額に関する適用労働者数の2分の1以上の最低賃金に関する労働協約をもって申し出ることとしている。

3. 申出時期

2026年7月頃

4. 申出を予定している代表者

和歌山県小売最賃会議
議長 貴彦 征義

5. 和歌山県小売最賃会議構成組織について

(1) イオンリテールワーカーズユニオン

住 所：千葉県千葉市美浜区中瀬 1-5-1 イオンタワー11F
電 話：043-212-6207

(イオンリテールワーカーズユニオン近畿グループ)

住 所：大阪府大阪市福島区海老江 1-1-23 電話 06-6457-6129

(2) イズミヤ・阪急オアシス労働組合

住 所：大阪府大阪市淀川区野中南 2-8-10 H2O十三ビル本館6階
電 話：050-7100-9860

令和8年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定日一覧表 (地域別最低賃金の場合)

※令和8年1月1日時点のカレンダーに基づき、異議申出締切日の翌日に本省で官報公示の手続きを行った場合のスケジュール

※10月1日(木)発効とするためには、8月5日(水)までに答申要旨を公示する必要がある。

答申 (要旨公示)	15日	異議申出 締切	8営業日	官報 公示	30日	発効
	→		→		→	
8月1日(土)		8月17日(月)		8月27日(木)		9月26日(土)
8月2日(日)		8月17日(月)		8月27日(木)		9月26日(土)
8月3日(月)		8月18日(火)		8月28日(金)		9月27日(日)
8月4日(火)		8月19日(水)		8月31日(月)		9月30日(水)
8月5日(水)		8月20日(木)		9月1日(火)		10月1日(木)
8月6日(木)		8月21日(金)		9月2日(水)		10月2日(金)
8月7日(金)		8月24日(月)		9月3日(木)		10月3日(土)
8月8日(土)		8月24日(月)		9月3日(木)		10月3日(土)
8月9日(日)		8月24日(月)		9月3日(木)		10月3日(土)
8月10日(月)		8月25日(火)		9月4日(金)		10月4日(日)
8月11日(火)		8月26日(水)		9月7日(月)		10月7日(水)
8月12日(水)		8月27日(木)		9月8日(火)		10月8日(木)
8月13日(木)		8月28日(金)		9月9日(水)		10月9日(金)
8月14日(金)		8月31日(月)		9月10日(木)		10月10日(土)
8月15日(土)		8月31日(月)		9月10日(木)		10月10日(土)
8月16日(日)		8月31日(月)		9月10日(木)		10月10日(土)
8月17日(月)		9月1日(火)		9月11日(金)		10月11日(日)
8月18日(火)		9月2日(水)		9月14日(月)		10月14日(水)
8月19日(水)		9月3日(木)		9月15日(火)		10月15日(木)
8月20日(木)		9月4日(金)		9月16日(水)		10月16日(金)
8月21日(金)		9月7日(月)		9月17日(木)		10月17日(土)
8月22日(土)		9月7日(月)		9月17日(木)		10月17日(土)
8月23日(日)		9月7日(月)		9月17日(木)		10月17日(土)
8月24日(月)		9月8日(火)		9月18日(金)		10月18日(日)
8月25日(火)		9月9日(水)		9月24日(木)		10月24日(土)
8月26日(水)		9月10日(木)		9月25日(金)		10月25日(日)
8月27日(木)		9月11日(金)		9月28日(月)		10月28日(水)
8月28日(金)		9月14日(月)		9月29日(火)		10月29日(木)
8月29日(土)		9月14日(月)		9月29日(火)		10月29日(木)
8月30日(日)		9月14日(月)		9月29日(火)		10月29日(木)
8月31日(月)		9月15日(火)		9月30日(水)		10月30日(金)
9月1日(火)		9月16日(水)		10月1日(木)		10月31日(土)
9月2日(水)		9月17日(木)		10月2日(金)		11月1日(日)
9月3日(木)		9月18日(金)		10月5日(月)		11月4日(水)
9月4日(金)		9月24日(木)		10月6日(火)		11月5日(木)
9月5日(土)		9月24日(木)		10月6日(火)		11月5日(木)
9月6日(日)		9月24日(木)		10月6日(火)		11月5日(木)
9月7日(月)		9月24日(木)		10月6日(火)		11月5日(木)
9月8日(火)		9月24日(木)		10月6日(火)		11月5日(木)
9月9日(水)		9月24日(木)		10月6日(火)		11月5日(木)
9月10日(木)		9月25日(金)		10月7日(水)		11月6日(金)
9月11日(金)		9月28日(月)		10月8日(木)		11月7日(土)

令和8年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定日一覧表 (地域別最低賃金の場合)

※令和8年1月1日時点のカレンダーに基づき、異議申出締切日の翌日に本省で官報公示の手続きを行った場合のスケジュール

※10月1日(木)発効とするためには、8月5日(水)までに答申要旨を公示する必要がある。

答申 (要旨公示)	15日	異議申出 締切	8営業日	官報 公示	30日	発効
	→		→		→	
9月12日(土)		9月28日(月)		10月8日(木)		11月7日(土)
9月13日(日)		9月28日(月)		10月8日(木)		11月7日(土)
9月14日(月)		9月29日(火)		10月9日(金)		11月8日(日)
9月15日(火)		9月30日(水)		10月13日(火)		11月12日(木)
9月16日(水)		10月1日(木)		10月14日(水)		11月13日(金)
9月17日(木)		10月2日(金)		10月15日(木)		11月14日(土)
9月18日(金)		10月5日(月)		10月16日(金)		11月15日(日)
9月19日(土)		10月5日(月)		10月16日(金)		11月15日(日)
9月20日(日)		10月5日(月)		10月16日(金)		11月15日(日)
9月21日(月)		10月6日(火)		10月19日(月)		11月18日(水)
9月22日(火)		10月7日(水)		10月20日(火)		11月19日(木)
9月23日(水)		10月8日(木)		10月21日(水)		11月20日(金)
9月24日(木)		10月9日(金)		10月22日(木)		11月21日(土)
9月25日(金)		10月13日(火)		10月23日(金)		11月22日(日)
9月26日(土)		10月13日(火)		10月23日(金)		11月22日(日)
9月27日(日)		10月13日(火)		10月23日(金)		11月22日(日)
9月28日(月)		10月13日(火)		10月23日(金)		11月22日(日)
9月29日(火)		10月14日(水)		10月26日(月)		11月25日(水)
9月30日(水)		10月15日(木)		10月27日(火)		11月26日(木)
10月1日(木)		10月16日(金)		10月28日(水)		11月27日(金)
10月2日(金)		10月19日(月)		10月29日(木)		11月28日(土)
10月3日(土)		10月19日(月)		10月29日(木)		11月28日(土)
10月4日(日)		10月19日(月)		10月29日(木)		11月28日(土)
10月5日(月)		10月20日(火)		10月30日(金)		11月29日(日)
10月6日(火)		10月21日(水)		11月2日(月)		12月2日(水)
10月7日(水)		10月22日(木)		11月4日(水)		12月4日(金)
10月8日(木)		10月23日(金)		11月5日(木)		12月5日(土)
10月9日(金)		10月26日(月)		11月6日(金)		12月6日(日)
10月10日(土)		10月26日(月)		11月6日(金)		12月6日(日)
10月11日(日)		10月26日(月)		11月6日(金)		12月6日(日)
10月12日(月)		10月27日(火)		11月9日(月)		12月9日(水)
10月13日(火)		10月28日(水)		11月10日(火)		12月10日(木)
10月14日(水)		10月29日(木)		11月11日(水)		12月11日(金)
10月15日(木)		10月30日(金)		11月12日(木)		12月12日(土)
10月16日(金)		11月2日(月)		11月13日(金)		12月13日(日)
10月17日(土)		11月2日(月)		11月13日(金)		12月13日(日)
10月18日(日)		11月2日(月)		11月13日(金)		12月13日(日)
10月19日(月)		11月4日(水)		11月16日(月)		12月16日(水)
10月20日(火)		11月4日(水)		11月16日(月)		12月16日(水)
10月21日(水)		11月5日(木)		11月17日(火)		12月17日(木)
10月22日(木)		11月6日(金)		11月18日(水)		12月18日(金)
10月23日(金)		11月9日(月)		11月19日(木)		12月19日(土)

和歌山地方最低賃金審議会による実地視察について（案）

1 実地視察の方針等について

(1) 視察の趣旨・目的

審議会委員が、地域の実情や中小企業等の実態等を視察し、審議の参考とすることを目的とする。

(2) 実施時期

上記(1)から、6月～7月の実施が望ましい。

(3) 実地視察対象事業場の選定（事業場1～2社を選定）

ア 地域別最低賃金の適用を受ける業種

イ 基礎調査において最低賃金の引上げによる影響率が高い業種

ウ 中小企業等の経営状況、賃金事情、作業実態把握に向けて理解が得られる事業場
（具体的な事業場選定については、労使双方からそれぞれ1社の推薦をいただき、事務局において調整等を行う。）

(4) 視察内容

ア 事業場に関する事項

イ 労働条件に関する事項

ウ 賃金の改定状況について

エ 事業経営の環境について

オ 最低賃金について

カ その他参考事項

2 今後のスケジュールについて

(1) 3月 審議会（本審） 実施視察の方針等について、審議

(2) 実施するとした場合

ア 3～4月 事業場選定、事業場事前打ち合わせ（最低賃金制度、視察の趣旨説明、視察の概要等）、実地視察日確定、視察日確定後に審議会委員に案内、参加者集約

イ 5月 当日のスケジュール確定、正式通知、事業場打ち合わせ

ウ 6～7月 実地視察実施

3 令和8年度実地視察事業場（案）

【令和8年度実施する場合】

最低賃金の別	日本標準産業分類（大分類）	主な対象業種	規模
地域別	製造業	食料品製造業、飲料・たばこ・飼料製造業、繊維工業など	1～30人未満
	小売業	各種商品小売業など （特定最賃適用業種を除く）	
	飲食業	飲食店、持ち帰り・配達飲食サービス業など	